

長期貸付借入申込書

1. 借入金額 金 円也
 2. 資金の用途
 3. 借入条件

借入期間	借入金額	利率	償還方法
5年(うち据置期間1年)	円	年パーセント	
10年(うち据置期間2年)	円	年パーセント	
12年(うち据置期間2年)	円	年パーセント	
15年(うち据置期間3年)	円	年パーセント	

4. 借入希望期日 平成 年 月 日

5. 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

6. 資金の交付をうける銀行等の店舗 (口座)

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別添書類を添えて申し込みます。
 平成 年 月 日

職氏名

印

公益財団法人滋賀県市町村振興協会
 理事長 様

捨印

- (注) 1. ※印は、記入しないでください
 2. 借入金額は、算用数字(1. 2. 3・・・)で記入してください。
 3. 借入条件は、借入期間が該当する欄のみ記入してください。
 4. 「6. 資金の交付をうける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
 5. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 6. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

長期貸付事業概要調書

様式第3号

※平成 年 月 日受付

団体名		連絡先		(担当部課名) 部 課 (担当者名)		(電話番号)									
借入申込額		千円		借入希望期日		平成 年 月 日 事業名(借入期間)									
地方債発行の際の状況	事業区分		平成 年度 事業債		届出、同意又は許可年月日等			平成 年 月 日 (指令 第 号)							
	届出、同意又は許可額		千円		予算中地方債に関する定め			限度額		千円					
	同上資金区分		協会資金					その他の資金		償還方法					
		千円		千円											
協会資金の借入状況			平成 年 月 日		千円 (短期、長期)		平成 年 月 日		千円 (短期、長期)						
今回借入申込額のうち短期からの振替希望額			平成 年 月 日		短期借入		千円より		千円を長期借入へ振替える。						
全体計画の概要		事業年度		平成 年度から平成 年度まで		ヶ年事業		予算措置		1. 継続費 2. 毎年度ごとに予算計上					
		総事業費		千円		前年度までの施行済額		本年度施行(予定)額		翌年度以降施行予定額					
						千円		千円		千円					
本年度の施行工事等	工事等の内容		数量	単価	事業費	着工(予定)年月日		施行(予定)年月日		本及び事業の必要性等					
	計			円	千円										
同上財源内訳	地方債		協会資金		その他参考事項										
			その他												
	国・県補助金														
	その他														
※平成 年度 貸付事業			※貸付決定額			千円		※伺	理事長	常務理事	事務局長	次長	出納役	担当者	※附記
※平成 年 月 日 決定			※貸付日			平成 年 月 日									
※貸付可否		可否		※送金日		平成 年 月 日									

(注) ※印は記入しないでください。

長期貸付借用証書

金 額	
-----	--

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1. 資 金 の 用 途

2. 借 用 条 件

期 間	金 額	利 率	償 還 期 限	据 置 期 限	償還方法
5年（うち据置期間1年）	円	年 パーセント	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
10年（うち据置期間2年）	円	年 パーセント	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
12年（うち据置期間2年）	円	年 パーセント	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
15年（うち据置期間3年）	円	年 パーセント	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

3. 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

4. 元利金の支払場所 銀行 支店

平成 年 月 日

職氏名

公益財団法人滋賀県市町村振興協会
理 事 長

様

印

捨
印

- (注) 1. ※印は、記入しないでください。
 2. 金額は、算用数字（1. 2. 3・・・）で記入してください。
 3. 借用条件は、該当する欄のみ記入してください。
 4. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
 5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の振込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅滞した場合、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承が生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた場合。

6. 調査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。